

## 地域脱炭素専門人材育成支援事業企画提案指示書

### 1 委託業務の名称

地域脱炭素専門人材育成支援事業

### 2 委託業務の趣旨及び目的

北海道は、2050年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとし、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける「ゼロカーボン北海道の実現」を掲げている。この高い目標を達成するためには、再生可能エネルギーなど道の地域資源を最大限活用した地域循環共生圏の創造による環境・経済・社会の統合的向上を図ることが不可欠であり、その着実な遂行に向けては、道内各地域の特性や現状、課題を十分に把握した上で、環境・エネルギー分野のみならず様々な施策を分野横断的かつ相互補完的に進めていくことが求められる。

本業務では、今後、地域脱炭素に関する事業を検討する道内自治体を対象に、地域が主体となって事業を推進するための専門人材の育成を目指し、地域脱炭素事業に関する研修を行う。

### 3 委託業務の内容

受託者は次に掲げる業務を行うこと。

#### (1) 計画準備

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成し道に提出すること。

#### (2) 研修会の実施

北海道内自治体職員に対し、地域脱炭素に関する研修会を実施すること。

##### ① 参加者募集説明会の開催・運営

本研修会は、地域脱炭素に関する技術的知見の蓄積を目的とした実践的な内容となるため、研修会の趣旨や開催方法を事前に説明する場を設け、その上で参加者募集を行うこと。

##### ② 総論編研修会の開催・運営

専門人材は、脱炭素に関する総合的な知見を有することが必要であるため、総論を理解することを目的とした研修会を実施すること。脱炭素の意義や潮流、下記に掲げた項目に関する知見を得られる内容を基本とし、さらに専門人材として必要な内容がある場合は、その内容を提案し実施すること。なお、市町村間の繋がりを重視することから、現地での開催を基本とする。

実施回数：現地開催1回以上。復習や予習等に関しては、オンライン等での実施が可能

必須項目：太陽光発電、次世代自動車、熱利用、ZEB/ZEH/省エネ、国や道の補助事業

##### ③ テーマ別実践編研修会及び現地視察の開催・運営

参加者に以下3テーマへの参加意向を確認し、テーマに分かれて研修を実施すること。なお、研修には、先進事例への現地視察を実施することとし、先進地は提案を行うこと。また、参加者が効率的に研修に参加できるようなスケジュールで企画することとし、研修会場から視察先まで及び視察先での移動手段を含め手配を行うこと。

各テーマ：20名程度（10自治体想定）※複数テーマへの参加も可とする

実施回数：3テーマ×研修会（現地視察含む）各1回

テーマ：①太陽光発電 ②次世代自動車 ③ZEB/ZEH/省エネ

④ 個別フォローアップの実施

テーマ別実践編に参加した市町村職員に対し、自らの市町村における具体的な事業化計画を作成する等に対し、個別支援を行うこと。希望する各市町村には1回以上訪問することとし、その他のフォローはオンラインで実施することも可能とする。

⑤ 意見交換会の開催・運営（1回以上）

参加者が得られた知見等をもとに意見交換を行い、対話型で交流・ディスカッションを実施できる交流会を行うこと。市町村間の繋がりを継続できるような会を運営すること。実施方法や内容、時期等は提案すること。

(3) 打合せ協議

定期的に道との打ち合わせを実施すること。なお、打ち合わせを行った内容は、10日以内に議事録を作成の上、道に提出すること。

4 業務処理に当たっての留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、道内の地域特性を把握するため、地域の関係機関と十分に連携を図ること。
- (2) 業務の目的を達成するための最適な事業計画を立て、業務の進行管理を適切に行うこと。

5 成果品の提出

- (1) 電子媒体（CD-R）1部及び紙媒体（A4版）2部
- (2) 提出期限 令和6年3月8日（金）
- (3) データは再編集可能な形態で提出すること。
- (4) 原データは参考資料として巻末に含めること。

6 契約の方法等

- (1) 契約方法  
総合評価一般競争入札
- (2) 委託期間  
契約締結の日から令和6年（2024年）3月8日（金）まで
- (3) 契約保証金  
契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- (4) 再委託の禁止  
業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

7 参加資格要件

単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による複合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。また、単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。
- (4) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ① 道税（個人道民税及び地方消費税を除く、以下同じ）
  - ② 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）
  - ③ 消費税及び地方消費税
- (6) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。
  - ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (7) コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この入札に参加する者でないこと。

## 8 審査基準

企画提案は、次の事項について審査する。

- (1) 業務遂行能力
  - ① 業務実施体制、役割（責任者、人員、組織図など）が記載され、提案内容が確実に実施される体制を有していると認められるか。
  - ② 業務処理スケジュールが適切であるか。
  - ③ 「ゼロカーボン北海道」に関する必要な情報を収集し、業務に関連する高度な専門的知識を有しているか。
  - ④ 過去に同様の事業を実施したことがある等、十分な実績があるか。
- (2) 企画提案内容
  - ① 企画提案指示書に記載の内容について不足がないか。
  - ② 実効性の高い独自の提案が盛り込まれているか。
  - ③ 必要な連携先との調整が確定しているか。
  - ④ 市町村職員に対し、参加意欲がわくような研修内容となっているか。
  - ⑤ 研修会の講師の選定は適切か。
  - ⑥ テーマ別実践編研修会及び現地視察の開催方法等が効果的な内容となっているか。
  - ⑦ フォローアップの方法が効果的なものとなっているか。
  - ⑧ 研修会を通じて、参加者の横の繋がりが構築されるようなものとなっているか。
- (3) 道施策との適合性
  - ⑨ 「ゼロカーボンチャレンジャー登録」または「北海道地球温暖化防止対策条例に基づく排出量の報告」を行っているか。（道外事業者の場合は、類似の実績）
  - ⑩ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における 4 つの認定グレード（ゴールド、シルバー、ブロンズ、ホワイト）のいずれかに該当しているか。
  - ⑪ 上記のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」の一定以上の認証ポイントを取得しているか。

⑫ 「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表を行っているか。

## 9 受託者の決定方法

地域脱炭素専門人材育成支援事業委託業務に係る総合評価審査会（以下「審査会」という。）において、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、受託者を決定する。

なお、企画提案者が5者を超える場合、事前に企画提案書の書面による予備審査を行い、聴取対象者を5者以下に絞ることがある。また、聴取対象者とならなかった企画提案者の提案は無効とする。

## 10 道施策との適合性に関する事項

### (1) 「ゼロカーボンチャレンジャー登録」に関する事項

道が実施している「ゼロカーボンチャレンジャー」に登録している場合は、該当の宣誓書(写)を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣誓書(写)を提出すること。

### (2) 「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者雇用」に関する事項

道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書(写)や認定証(写)を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る認定書(写)や認定証(写)を提出すること。

### (3) 「パートナーシップ構築宣言」に関する事項

国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣言書を提出すること。

## 11 手続等

業務委託に当たり、企画提案参加希望者から事前に「資格審査申請書」を徴取の上、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及び審査会への出席を要請する。

### (1) 担当部課

北海道経済部ゼロカーボン推進局地球温暖化対策課地域脱炭素係  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011-231-4111（内線：24-216）

### (2) 参加資格審査申請書の提出

#### ① 提出部数

1部

#### ② 提出場所

上記(1)に同じ

#### ③ 提出期限

令和5年（2023年）8月24日（木）午後5時まで（必着）

#### ④ 提出方法

持参又は郵送（配達証明、簡易書留、書留のいずれか）による

（持参による提出の受付は、土曜日及び日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

### (3) 企画提案書の提出

#### ① 提出部数

9部（法人名等は1部のみに記載し、残り8部については、文中にも一切記載しないこと。）

#### ② 提出場所

上記(1)に同じ

③ 提出期限

令和5年(2023年)8月31日(木)午後5時まで(必着)

④ 提出方法

上記(2)④に同じ

⑤ その他

期限までに提出のない場合は、棄権したものとみなす。企画提案者が6者を超える場合には、原則として、事前に企画提案書の書類のみによる一次審査を行った上、5者を選定し、その結果を通知する。

(4) ヒアリングの実施

参加者として選定した者から、審査会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。

(5) 落札者等への通知

落札者は、落札決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定し、落札者及びその他の参加者に対し通知する。

12 委託業務の契約締結

原則として、道は、審査会で決定された最も有利な者に対し、所定の手続を経た上で、当該業務に係る契約を締結する。

ただし、上記いずれの時点においても失格要件が判明した場合は、審査会で審査の上、失格とする。

失格要件は次のとおり。

(1) 企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合

(2) その他、事業を遂行できない重大な事由が発生した場合

12 その他

(1) 資格審査申請書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。

① 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

② 道が指定する様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。

③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

④ 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) ヒアリングに参加しなかった場合には、棄権したものとみなす。

(3) 企画提案に係る経費は、企画提案を行う者の負担とする。

(4) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨は、日本語、日本円とする。

(5) 提出期限以降における資格審査申請書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 提出された資格審査申請書及び企画提案書は返却しない。

(7) 公正性、透明性、客観性を期するため、選定された企画提案書を公表することができるものとする。